

# 宅地造成及び特定盛土等の手引き (案)

令和7年5月

名古屋市住宅都市局

## 目 次

<b>I 宅地造成及び特定盛土等規制法について</b>	
1. はじめに -----	3
2. 宅地造成等工事規制区域 -----	3
3. 許可を要する工事 -----	5
4. 許可を要する工事の技術的基準等 -----	8
5. 許可を要しない土地及び工事 -----	9
<b>II 許可申請の流れについて</b>	
1. 許可申請の流れ フロー図 -----	11
2. 許可申請の事前審査（申請書及び添付する図面、資料） ---	12
3. 名古屋市型の擁壁使用時の注意事項 -----	19
4. 土地所有者等の同意 -----	20
5. 周辺住民への事前周知 -----	21
6. 工事主の資力・信用 -----	25
7. 工事施行者の能力 -----	26
8. 資格のある者の設計によらなければならない工事とその資格 -----	27
9. 申請手続き -----	28
10. 許可申請手数料 -----	29
11. 工事内容の公表 -----	30
12. 他の法令との関連 -----	31
<b>III 工事着手から完了までについて</b>	
1. 標識の提示 -----	32
2. 計画の変更 -----	34
3. 変更許可手数料 -----	35
4. 工事の中止等 -----	36
5. 定期報告 -----	37
6. 中間検査 -----	38
7. 段階確認 -----	39
8. 完了検査 -----	40
9. 工事の届出 -----	41
10. 土地の保全義務 -----	45
<b>IV 参考資料</b>	
1. 許可申請書記入例 -----	46
2. 図面記載例 -----	49
3. 許可の要否事例 -----	51

本手引きは宅地造成及び特定盛土等規制法で定めのある宅地造成及び特定盛土等について、名古屋市での許可申請等に係る要点をまとめたものです。

本手引きに記載の法令等名及び用語の定義は下表のとおりです。

表 1-1 法令等名

略称	法令等名
盛土規制法、法律、法	宅地造成及び特定盛土等規制法
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
旧法	宅地造成等規制法
条例	名古屋市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行条例
細則	名古屋市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則
施行通知	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和 5 年 5 月 26 日 国土交通省局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官）

表 1-2 用語の定義

用語	定義
宅地	農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」）以外の土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるもの
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの
崖面	崖の地表面
工事主	宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事施行者	宅地造成等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者